

第8章 戦後の軍縮と国際法——条約交渉枠組みから

福井 康人

軍縮条約の交渉は、伝統的に軍縮会議（CD）において行われてきたが、一九九六年まで行われた包括的核実験禁止条約（CTBT）交渉を最後に今日まで過去二〇年間にわたり、実質的な条約交渉が行われない状況が続いている。他方で、対人地雷禁止条約、クラスター弾条約および武器貿易条約の交渉のように、近年は軍縮会議以外の外交会議により条約交渉が行われる事例も増えてきた。特にこれらの条約については、米国をはじめ主要国が締結していないとしてその普遍性の限界が指摘されることもあるが、軍縮会議以外での条約交渉枠組みでの交渉が成功する中で、軍縮会議の停滞状況が長期化するに伴い「唯一の多数国間軍縮交渉フォーラム」としての正統性に疑義が呈される状況となっている。

本章では、このような長期にわたる軍縮会議の停滞状況が続く中で、活性化の努力を含めて軍縮会議の現状を概観するとともに、近年の新たな試みとして軍縮会議以外の交渉枠組みによる対人地雷禁止条約およびクラスター弾条約の交渉、更には国連総会決議による交渉マンドートにより条約交渉が行われた武器貿易条約をはじめとする条約を事例として、意思決定方法も併せ事実関係を明らかにすることにより、更には今後の軍縮条約交渉の見通しについて述べる。

1 伝統的な軍縮会議による条約交渉枠組み

軍縮会議の概要

現在の軍縮会議は一九七八年に開催された第一回軍縮特別総会で採択された最終文書(S-10/4)に基づき「規模が限定された唯一の多数国間軍縮交渉フォーラムであり、コンセンサスにより決定を行う」条約交渉機関として七九年に設置された。この文書は軍縮関連機関として、国連総会第一委員会および国連軍縮委員会(UNDC)についても言及しており、国連総会の主要委員会の一つである第一委員会は「軍縮問題および関連する国際安全保障問題のみを取り扱う」とされている。他方、UNDCは軍縮問題についての審議機関とし

て設置されており、近年は軍縮会議と同様に具体的な成果を出すことができず、機能不全に陥っているのが現状である。

第一次世界大戦後、国際連盟は軍縮の試みを含め平和の回復に努めたものの、第二次世界大戦を防止することが出来なかつた。このため第二次世界大戦後に設立された国連は、国際の平和と安全を維持するために「武力による威嚇又は武力の行使」を禁止するとともに、集団的自衛権についてもあらたに規定した。軍縮との関連では国連憲章第一条は軍縮問題につき国連総会の果たす役割を認めていたが、特に軍事目的および大量破壊兵器の目的での原子力エネルギーの使用を規制するため一九四六年に原子力委員会の設置を決定した。しかしながら、当時の米ソ両大國間の対立もあり十分な機能を果たせず、翌四七年に通常兵器委員会と統合され、軍縮審議機関として一、二カ国軍縮委員会が設立されたが、その後七八年に開催された第一回軍縮特別総会の決定に基づき再編されて現在のUNDCに至っている。他方、軍縮交渉機関としては、ジュネーブにおいて一九六〇年からは一〇カ国軍縮委員会、六二年から六九年までは一八カ国軍縮委員会、六九年から七八年までは軍縮委員会会議、七九年から八三年までは軍縮委員会として機能するなど数次にわたる機構改革を経て、八四年からは軍縮会議と改称され今日に至っている。

軍縮会議の地域グループについては、設立時以来の冷戦構造を反映し、西側グループ（二五カ国）、東欧グループ（六カ国）ならびにG21（三三カ国）および中国の三地域グループから構成されている。また、構成国については、軍縮会議設立当初は四〇カ国であったものの、東西ドイツの統一や旧ユーゴ内戦の勃発もあり、一九九五年までは実際には三八カ国のみしか軍縮会議に参加していなかった。このような状況に対してはあらたに参加を希望する国から不満が出ていたが、九六年六月に承認された参加国拡大の決定により現在の軍縮会議参加国は六五カ国となっている。

軍縮会議における作業については、第一回軍縮特別総会最終文書が「独自の手続規則を採択する」としていることを踏まえ、軍縮会議が採択した手続規則（CD/Rev.9）に基づき行われる。ちなみに、軍縮会議も他の会議と同様に本会議や非公式協議の形態で開催されるが、特に条約交渉等の作業に際して各国代表団が効率的に交渉を進めることが出来るように、下部機関を設置することが手続規則上も認められている。例えば、CTBT交渉の際は特別委員会の下に法律・組織作業部会および検証作業部会を設置し、二つの作業部会により条約案についての実際の交渉が行われた。軍縮会議はその前身の軍縮委員会等の時代も含め、東西対立の激しかった冷戦期にあっても、核兵器不拡散条約（NPT、一九六八

年)をはじめ軍縮分野における国際法の立法に主要な役割を果たしてきた。

軍縮会議の作業と意思決定については、手続規則に従い「コンセンサスにより (by consensus)」行われることとされており、たとえ一カ国であってもコンセンサスをブロックできるため軍縮会議停滞の根本原因の一つとされる。相互不信に満ちた東西対立の冷戦期にこの手続規則は作成されたためか、手続規則の改正も軍縮会議の決定に基づく必要があり、従って手続規則の改正にもコンセンサス方式が適用されるため、コンセンサス方式の改正は極めてハードルが高いものとなっている。また具体的な活動については、軍縮会議は各年会期冒頭に当該会期の議題案を採択するとともに、実際の条約交渉マンデートとなる作業計画を採択することとなっている。このため、条約交渉を指示する作業計画は毎年採択される必要があるため、仮に作業計画に合意することが出来ても、翌年に作業計画を再び採択出来ないとなれば条約交渉が頓挫することとなり、過去二〇年間このような状態が毎年繰り返されているのが実情である。

軍縮会議停滞問題と活性化の試み

軍縮会議の機能不全については、その兆候ともとれる状況が既にCTBT交渉の最終段

階で生じていたこともあり、軍縮会議の抱える問題を分析する上でCTBT交渉が最終的に失敗した事例を検証することが有益であると思われる。一九九三年から軍縮会議において交渉が行われていたCTBT交渉は、九六年会期に最終段階を迎え、核実験禁止（CTB）特別委員会の議長であったラマカー（オランダ軍縮代表部大使）による議長提案をベースに交渉が行われていた。しかしながら、インドが同国の批准が発効要件となっていること等に反対して、CTB特別委員会から軍縮会議への報告さえ拒否したため、コンセンサス方式で意思決定を行う軍縮会議での条約案採択を断念せざるを得ない状況となった。このためオーストラリアを中心とする一二六カ国により国連総会に提出する形でCTBTが最終的に採択されている。

国連総会での採択を懸念する見解もあり、条約案採択を主導したオーストラリアは、軍縮についての総会の権限を明記した国連憲章第一一条に言及しつつ、軍縮会議は国連総会により設置されたもので、国連総会への報告および国連総会によるCTBT関連決議の採択が軍縮会議を支援するものとの両者の基本的関係に照らし、本来軍縮会議で採択されるべきであった条約案が国連総会で採択されることとなっただけであるとして、国連総会での条約案採択手続の正統性を強調している。

また、CTBTに続く核軍縮措置とされる兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の構想は一九六四年に米国が初めて提唱し、第一回軍縮特別総会最終文書、九五年NPT無期限延長・運用検討会議において採択された「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」、二〇〇〇年NPT運用検討会議最終文書の一三の実際的措置および二〇一〇年NPT運用検討会議最終文書に添付された行動計画にも明記されている。その条約構想の具体的内容については、シャノン(カナダ軍縮代表部大使・当時)大使が実施した非公式協議を取纏めたシャノン・マンデート(CD/1289)がベースとなり検討されているものの、実質的な交渉が開始できていない。一九九八年八月に合意された同条約交渉のための特別委設置の決定は上述のいわゆるシャノン・マンデートに沿った表現になっているが、他方で二〇〇九年に合意された特別委設置のための決定は、当時既に顕著になっていた宇宙の軍備規制(PAROS)とのリンクージュ問題もあり、九八年に合意された決定よりも後退した文言でしか合意出来なかった。

その一方で、条約交渉開始のための作業計画に合意を得るための様々な提案も行われてきている。九八年には特別委設置決定採択後に実質的な作業が行われなまま同年会期を終了したものの、その後も交渉開始を目指しデンブリ(アルジェリア軍縮代表部大使)による

デンブリ提案、更にはリント（ベルギー軍縮代表部大使）によるリント提案、アモリム（ブラジル軍縮代表部大使）によるアモリム提案をもとに調整が試みられた。しかしながらこれらの提案も功を奏せず、二〇〇三年には五名の地域グループを超えた議長経験大使のイニシアティブによりA5提案が検討されたものの条約交渉開始に合意出来ない状況が続いた。〇六年には他の軍縮関連フォーラム等でも行われる議長フレンズ方式により事態打開が試みられ、翌〇七年会期には六名の輪番議長によるP6提案および更に〇八年には同案改訂版による調整も試みられた。しかしながら、同案では将来の交渉には影響を与えないことが明確にされ、もはや条約交渉とは言えない半ば非公式協議のような形でさえも合意が出来ない状況にあったが、その延長上に〇九年五月の決定が位置している。

もつとも、軍縮会議の活性化の試みは停滞状況が顕著になりつつあった二〇〇一年頃から行われており、例えば、カリヤワサム（スリランカ軍縮代表部大使）が軍縮会議活性化担当調整官に任命され、各国代表団と非公式協議を行っている。その結果、重要な根本原因はコンセンサス方式による意思決定の問題であること、議題および作業計画が毎会期毎に採択されることの影響、冷戦終結後の国際政治情勢を反映していない地域グループ制度の是非等が既に一五年前に指摘されている。しかしながら、過去一五年間にわたり軍縮条約の

交渉機関として軍縮会議の活動には何ら進展が見られないまま会期を終了することが毎年繰り返され、軍縮会議の機能不全が長期化している。また、この問題はF M C Tの交渉開始および妥結という核軍縮上の課題でもあったことから、一〇年五月に開催された第八回N P T運用検討会議でも取り上げられることとなった。このため、潘基文^{パンギムン}・国連事務総長主催により、一〇年九月二四日には軍縮会議活性化のためハイレベル会合が召集され三七名の閣僚を含む六八カ国代表により活発な議論が行われた。また、翌一一年七月二七日にもフォローアップ会合が開催されたものの、残念ながら軍縮会議の活性化に係る具体的な成果には繋がらなかった。更に、同事務総長の諮問機関でもある国連軍縮諮問委員会においても賢人会議の設置等具体的な解決策の提案が行われたものの、その後も今日に至るまで軍縮会議の停滞状況が解決されるには至っておらず、その後も類似の状況が続いており、この状況は二〇一六年会期末まで続いている。

上述の軍縮会議の現状もあり、二〇一八年会期においても軍縮会議で実質的な交渉が行われない可能性が高いが、このような軍縮会議の停滞原因としては、コンセンサス方式による意思決定といった手続規則に係る問題、更には核軍縮にかかるモメンタムの失速およびコンセンサスをブロックしているパキスタンを取り巻く地域情勢に見られる現下の国際

政治情勢といった点が主要な原因であると筆者は考えている。

まず、軍縮会議活性化のための議論でも頻繁に指摘されているコンセンサス方式による意思決定は、交渉される条約により特定の義務を課されることを好まない国に対して条約交渉をブロックすることを手続規則上可能にするものである。インドがCTBT交渉の最終段階で軍縮会議での交渉を頓挫させた事例のみならず、上述のパキスタンの例のように、FMCT交渉の開始そのものをブロックすることも可能であり、特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)関連交渉等でもコンセンサス方式が原因で合意できなかった事例は過去に何度か起きている。

また、二〇〇九年一月に米国では政権交代が行われ、「核兵器のない世界」を提唱するオバマ政権が成立してから一時期は大幅な核軍縮の進展が期待されていた。しかしながら、新戦略兵器削減交渉(START)条約に見られるように米ロ二国間戦略核兵器削減では一定の成果を挙げたものの、多数国間の核軍縮の分野においては、一〇年NPT運用検討会議では特に核軍縮関連の文言が当初案よりも後退した上にかろうじて最終文書が合意された。一五年NPT運用検討会議では一〇年に合意された文言であっても合意できず会議が決裂した。優先度が高いとされていたFMCT交渉が二〇年間にわたり開始できない軍縮

会議の停滞状況が続く中で、残念ながら最近では核軍縮推進のためのモメンタムが失われつつある。更に、特に関連する地域情勢としてパキスタン为例にとると、米国インド原子力協力により隣国インドが保有する兵器用核分裂性物質に差が生じて核戦力の不均衡が生じることになり同国の国家安全保障上の問題が生じたとして、○九年以降累次にわたりFMC T交渉に対する反対を表明しており、例えば一〇年二月一八日の軍縮会議本会議でのパキスタン代表による演説はその一例である。このように一国のみの反対により、今日に至るまで軍縮会議でのFMC T条約の交渉開始すら出来ない状況にあり、その背景には核問題を巡ってのインド・パキスタン間の対立といった地域情勢も影を落としている。

2 軍縮会議以外の外交会議による条約交渉枠組み

対人地雷禁止条約外交会議

CTBT交渉が終了して以降、軍縮会議での実質的交渉が行われない機能不全状況が現れつつあったこともあり、非政府組織(NGO)を始めとする国際市民社会が積極的に条約交渉に関与した対人地雷禁止条約交渉のためのオタワ・プロセスが生まれた。これは従来から伝統的にジュネーブで行われてきた純粋な政府間交渉に代わる、軍縮条約の交渉とし

て初めての経験であった。同条約に対しては、禁止対象となった対人地雷につきCCW改正議定書Ⅱと比較してスコープが狭いこと、検証制度が不十分であること、普遍性における困難を伴うといった批判もあった。しかしながら、同条約によって対人地雷使用等が禁止され多くの地雷が除去された結果、対人地雷による被害も減り対人地雷犠牲者支援も進むなど一定の成果を上げていることも事実であり、同条約交渉をモデルにしたクラスター弾禁止条約交渉とともにコンセンサス方式による軍縮会議に代わる新たな条約交渉方式として注目されることとなる。

対人地雷そのものは古くから兵器として使用されているが、特に第二次世界大戦後の大規模な使用例としては米軍による朝鮮戦争およびベトナム戦争があげられる。朝鮮戦争では北朝鮮軍による国連軍に対する人海戦術に対抗すべく、米軍がクレイモア型指向性地雷を配備した例がある他、ベトナム戦争ではラオスおよびカンボジアを経由し北ベトナムから南ベトナムへ人員・物資の流通を阻止するため広範囲にわたり使用された最初の事例であるとされる。このように長い陸地国境や海岸線を有する国にとり対人地雷により外敵から防衛することの戦術的利点や対人地雷を配備することにより継続的な防衛が可能となり、敵を心理的に畏怖させることによる心理的効果を含めて戦術上有益な手段とする軍事当局

も少なくはなかった。他方で、対人地雷禁止条約が提唱された背景には世界的な対人地雷の使用と拡散により人間が死傷し犠牲者となるといっわば「人道的危機」の状況があり、対人地雷の使用による問題点として、特に対人地雷が持つ、時間軸と目標という二つの無差別性、犠牲者支援等による社会的・経済的コストの大きさおよび対人地雷が敷設された場所では牧畜・農業が不可能になり経済的打撃をうけるとの3点から問題視された。そのような状況下で、対人地雷の全面禁止を目標に六つのNGOが国際的に連携した地雷禁止国際キャンペーン（ICBL）が生まれ、有志国政府に働きかけ、いわゆる「オタワ・プロセス」が開始されることとなる。

このような動きの加速化との関連で無視できないのは、CCW運用検討会議での議定書IIの改正交渉の限界であった。フランス等の要請を受け、一九九三年一月一六日からCCW運用検討会議が開催され、六日後には同議定書改正のための優先事項を検討する目的で政府専門家会合を設置することが提案された。事前協議を経て九五年から九六年にかけて二回の会期にわたり交渉が行われ、パキスタンが国内紛争に適用されるのは主権侵害であるとして強く反対したものの、最終段階で改正議定書がコンセンサス採択された。このように、同改正議定書は国内紛争や内戦にも適用されること、探知不可能な対人地雷が禁

止されたこと、対人地雷に限り一定期間内の自己破壊または自己不活性化装置を付けることが義務化されるなど対人地雷に係る規制強化が図られた点もあるものの、人道上の危機に十分に応えるものでなく、必要以上に複雑な規定となっておりとして、多くの国が同改正議定書には否定的な評価を行っている。また、探知不可能な地雷の使用が禁止されたことや対人地雷を全面禁止するものではないこと、更には、自己破壊または自己不活性化装置が義務化されたスマート地雷への規制は先進国と後進国間で事実上差別をもたらすものとの実質事項についても批判もあった。他方で、手続面からも全ての決定がコンセンサス方式で行われることからCCW運用検討プロセスによる交渉はこれまでも遅々として進まず困難であったことが多く、そもそもCCWの枠組みによる交渉には懐疑的な見方もあった。

その一方で、フランス、米国、イタリアのように安全保障問題と密接に関係する対人地雷の規制についてはコンセンサス方式で意思決定がなされる軍縮会議での交渉が適切とする国もあった。しかしながら、最終的に上述の改正議定書による対人地雷への規制への不満から対人地雷の全面禁止への動きに繋がり、一九九六年一〇月にアックスワージ・カナダ外相（当時）が対人地雷の全面的禁止に向けて九七年末までの期限付きで交渉を行うこと

を提唱した。これを受けて多くの国が軍縮会議での交渉よりもオタワ・プロセスでの交渉を愛好し、オタワ会議からオスロでの外交会議までの期間に、数次にわたる予備交渉が開催されたほか、NGO等による地域セミナー等が開催され、交渉へのモメンタムが維持される中で条約案の検討が行われた。このような事前交渉を踏まえ、ノルウェー政府の後援により対人地雷禁止条約交渉のためのオスロ外交会議が九七年九月一日から一八日まで開催された。その結果、米国が最終日に条約案を受け入れることは困難であるとして交渉からの離脱を表明したものの、最終的に現行条約の文言で合意されている。

同条約交渉のための外交会議の手續規則については、当初フランスがコンセンサス方式を主張したものの、多数決による採択を可能にする手續規則が無修正でコンセンサス採択されている。最終段階で合意が成立したため実際には同規則に基づく表決には至らなかったものの、同条約に反対する国に対しては表決による条約採択の可能性が抑止力として機能した。このようなオタワ・プロセスに対する識者の見方は、コンセンサス方式を拒否し「これまでにない軍縮について新たな国際交渉の実施モデル」であるとするもの、NGOの役割について対人地雷の真の全世界的な禁止に至るまで、各国政府および国際機関とともに啓蒙等を通じてオタワ・プロセスにおいて決定的な役割を果たしたとするもの、「国際市

民社会」の概念を提唱した上で、国際市民社会、対人地雷禁止に賛同する国および国際機関のパートナーシップの重要性を指摘するもの等がある。ちなみに同時期に軍縮会議において対人地雷についての特別調整官を指名して同問題を扱う試みも行われたが、オタワ・プロセスによる対人地雷禁止条約交渉による成功のため影が薄くなり、当時停滞状況が生じつつあった軍縮会議の外での条約交渉の妥当性を強調する結果となっている。

クラスター弾条約交渉のための外交会議

クラスター弾が「面の制圧」という特徴を持つ効果、戦闘行為とは関係のない一般市民を無差別に巻き込んでしまう可能性が高く、意図しない地域にも子弹が散布されて、実際に対人地雷と同様に無差別性を高めてしまうこと、更には飛散する子弹が不発弾として残存し、実質的に対人地雷と同様の被害をもたらし得ることが問題とされていた。この条約交渉も軍縮会議の外で行われたが、クラスター弾の規制をめぐる規制に積極的な国および国際NGOとクラスター弾の禁止により軍事作戦の制限を好まない消極的な国の間で見解の対立が見られた。

このようなクラスター弾禁止条約を「人道的軍縮」であると位置付けた見方もあり、ク

クラスター弾禁止条約およびその交渉については、国際人道法と軍縮の境界に位置するものとして様々な独自性が看取されるとする見解もある。更にオタワ・プロセスとの違いとして、オスロ・プロセスは人道問題として取上げられたものの、部分禁止派と全面禁止派の対立を始め複雑な様相を呈していた。特にオタワ・プロセスとの二つ目の大きな違いは、クラスター弾の定義問題が条約交渉において最初に解決する必要に迫られたことであつたとされる。

当初、クラスター弾の規制の問題はCCWの関連で戦争性残存物についての規制を行うCCW議定書Vの問題の一部として取上げられたが、同議定書の内容はクラスター弾の使用を直接規制するものではなく、締約国の義務は弱く、クラスター弾の規制に前向きな国には満足の行くものではなかった。CCW議定書Vの交渉における意思決定につき、手続規則の規則二九は「会議は活動および決定を条約の適正な条項に従う」としており、CCW関連会議の慣行から、本会議前に事前協議を行う政府専門家会合においても意思決定はコンセンサスで行われるため、自ずと妥協の連続にならざるを得なかった。このため、CCWの枠組みで本格的な規制に向けた交渉が行われない実態に不満な国々は、オタワ・プロセスを想起しつつ、他の条約交渉手段を模索することになる。

オスロ・プロセスはこのようなCCWによる交渉の限界も推進要素となり、支持を増やしていくが、その過程で主要な推進役となったのは国際NGOのクラスター弾連合(CMC)であった。このNGOは九〇カ国に所在する約三〇〇の市民団体から構成されるNGO連携体であり、軍縮、平和と安全保障、人権、被害者支援、地雷除去等の分野で活動を行っており、CCW議定書Vによるクラスター弾規制への不満から同団体はクラスター弾禁止に向けて大規模なキャンペーンを開始することになる。更に、主要な推進派により国際的なキャンペーンが行われていた最中の二〇〇八年夏にクラスター弾を使用したヒズボラ派への空爆により文民被害者が多くでたこともあり、クラスター弾の非人道性が注目されることになる。このため同年一〇月に開催されていた第三回CCW運用検討会議においてオーストリア、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、法王庁およびスウェーデンがクラスター弾に対する人道的懸念に込めるための法的拘束力のある文書の交渉マンデートについての提案を行ったが、中国、ロシアが反対したためコンセンサスが得られずこの提案も廃案となった。このような経緯もあり、CCWの枠組みでのクラスター弾規制は困難であることが多くの国の共通認識となり、オスロ・プロセスへの志向が更に加速化された。オスロ・プロセスによる会合は、四回にわたる準備会合を経て、条約案採択のための

ダブリン外交会議が〇八年五月一九日から三〇日に開催され、ほぼ一年で条約交渉を終了させており、近年軍縮会議で交渉された化学兵器禁止条約交渉やCTBT条約交渉に要した期間との差異を際立たせる結果となっている。

同会議の手續規則については、ウェリントン会議で提示され暫定合意済みの案につき、会議冒頭に議長から、最近の国際人道法の新たな文書採択のための外交会議での手續を踏まえたものであるとの説明がなされた後に採択され、コンセンサスが得られない場合でも表決による意思決定が可能な規定となっている。交渉記録によれば、前日の全体会合および本会議で事前に合意された議長提案 (CCM/PT/15) に技術上の修正が加えられた条約最終案 (CCM/TT) が拍手を以って採択されており、交渉途中では定義、第三国との関係等で議論が紛糾したものの、最終段階で合意が成立したため、結局条約案は表決に付されることなく採択されている。

国連総会決議により召集された条約交渉会議

国連総会決議は国際機関の加盟国に対して直接的に拘束力を持つものではないが、国連総会手續規則が適用された結果として決議等が採択され、多数決によりその見解の表明が

政府の見解の証拠を構成することより、国際法の一般的な規範と関連において拘束力を持つことになる」と理解されている。また、国連総会の多数決に基づき決議を採択することにより、委員会または会議に対して条約交渉を指示することもあるとされる。軍縮分野におけるこのような条約交渉の具体例としてはCCWおよび附属議定書の交渉、非核兵器地帯条約の交渉、並びに武器貿易条約（ATT）の交渉が代表的な事例としてあげられる。

まずCCWについては、CCWは頻繁に発生する武力紛争に対して「人道的性格を有する新たな国際条約または武力紛争時の文民、捕虜および戦闘員の保護強化のための法的文書を作成し、戦争の方法の特定手段を制限する必要性」という国際人道法の文脈から交渉が行われた。赤十字国際委員会および国連による準備会合に基づいて、スイスの召集した国際人道法外交会議では、通常兵器に関するアドホック委員会において主に非同盟諸国が兵器問題の検討を要求したが、西側諸国およびソ連・東欧諸国の消極的態度の結果、この会議で採択された追加議定書にはこの問題は取り入れられなかった。このため、上述の国際人道法外交会議での議論も踏まえて、国連総会決議（A/RES/32/152）に基づき一九七八年および七九年の準備会合、さらに国連主催による外交会議が開催された結果、八〇年一月一〇日にCCWならびに同議定書Iおよび議定書IIが採択された。CCWの規制対象は

大量破壊兵器ではなく通常兵器であるが、この条約交渉の成果に対しては、多くの国の兵器庫に存在しかつ現実に広範に使用され、しかもその主要な使用法に従えば文民に極めて大きな危険をもたらさうる若干の兵器の使用制限に成功したものと云った評価がなされている。

CCWは上記の交渉経緯もあり軍縮国際法と国際人道法の両側面を有している。CCWが枠組条約の役割を果たし、禁止の対象となる兵器毎に附属議定書が作成される構造となっており、新型兵器の出現といった恒常的な技術的進歩に適合する必要性に配慮したものとされる。CCWは当初交渉された本体条約、議定書Ⅰ（検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書）、議定書Ⅱ（地雷、ブービートラップおよび他の類似の装置の使用の禁止または制限に関する議定書）および議定書Ⅲ（焼夷弾の使用の禁止または制限に関する議定書）、並びにその後交渉された議定書Ⅳ（失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書）および議定書Ⅴ（爆発性の戦争残存物に関する議定書）の五つの附属議定書が作成され既に発効している。

CCW関連の条約交渉枠組みについては、CCWが作成されるまでは上記国連総会決議により交渉マンデートを与えられた外交会議が重要な役割を果たすが、条約が作成されて以降の改正および追加的な附属議定書交渉についてはCCWに規定された交渉メカニズム

に基づき条約交渉が行われる。最近行われた条約交渉の実例を見ると、二〇一一年にはクラスター弾の規制のための政府専門家会合によるCCW議定書VI交渉が行われた例があげられる。一一年一月に開催されたCCW運用検討会議では、同議定書が既に発効しているクラスター弾禁止条約を骨抜きにしかねないとして反対意見も表明される一方で、米国等は自国の安全保障が脅かされる可能性があるとしてコンセンサス方式による意思決定が行われるCCWの下での議定書交渉を主張した。このような見解の相違もあり、最終的に同議定書案はコンセンサスが得られず廃案となり交渉は頓挫している。

最後に、もつとも直近の軍縮条約交渉の事例として武器貿易条約（ATT）の事例を見てみる。ATT交渉プロセスは国連総会で採択された決議により開始されたが、その過程では国連総会第一委員会におけるATT決議の審議・採択、政府専門家会合による検討、オープンエンド作業部会、四回にわたる準備委員会および当初から予定されていた二〇一二年七月条約交渉会議が開催された。さらに同会議での交渉が決裂したため、事実上の再開会期として一三年三月に条約交渉最終会議が開催されたものの、一部の国の反対によりコンセンサス合意が出来ず交渉は条約案の採択に至らなかった。このため、オーストラリア、コスタリカ、日本、英国を始めとするATT推進派の諸国が中心となり同条約採択のため

の決議を国連総会に提出し、A T Tは最終的に表決により採択された。

今後の課題

以上、戦後の兵器規制についての軍縮国際法の交渉枠組みについて概観したが、「唯一の軍縮交渉機関」であった軍縮会議の機能不全状態のまま二〇年が経過する状況中で、A T Tは外交会議が決裂したにもかかわらず最終的に国連総会により採択されたことは、コンセンサス方式の限界を如実に示すものとなった。本稿執筆の時点で今後軍縮条約交渉に繋がる可能性のあるものとして、軍縮会議でのF M C T交渉、C C Wの枠組みでの自律型致死性兵器システムの規制問題および国連総会決議に基づきオープンエンド作業部会での核兵器禁止条約に向けての法的検討があげられる。前二者はいずれもコンセンサス方式による制約を克服する必要があることから条約交渉開始そのものが容易でないものの、核兵器禁止条約に向けて国連総会での検討が今後どのように進展するのか注目される。

《より深く知るために》

吉川元、水本和実編（二〇一六）『なぜ核はなくならないのかⅡ』法律文化社

日本軍縮学会編（二〇一五）『軍縮辞典』信山社

広島市立大学広島平和研究所編（二〇一六）『平和と安全保障を考える事典』法律文化社

福井康人（二〇一五）『軍縮国際法の強化』信山社

藤田久一（一九八五）『軍縮の国際法』日本評論社